

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
たるときは、
翌日)
の翌日

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
遊漁規則の変更の認可（水産課）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
都市計画法第六十六条による告示（ 〃 ）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 内水面漁 管委告示 あゆの採捕の禁止
- ◇ 公 告 調理師試験の実施（健康対策課）
- ◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定（秘書課）

告 示

鳥取県告示第三百八十八号

江府町が行う土地改良事業（農村活性化住環境整備事業久連地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

米子市熊党三三三一一

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第三号

三 認可に係る変更の内容

次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁を、さお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行つてはならないこととする。

区 域	期 間
日野郡江府町大字荒田における荒田川合流点下流端から一、一〇メートル下流の洲河崎橋上流端までの区域	六月一日から八月三十一日まで
日野郡溝口町庄における昭和橋下流端から八八〇メートル下流の野上川合流点までの区域	三十一日まで

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成九年六月一日

鳥取県告示第三百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月六日 鳥取県指令米土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町四一七一

株式会社向井

代表取締役 向井 博

鳥取県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成九年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業 三・四・八号宮下十六本松線及び三・五・三号堀越覚寺線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市行徳二丁目、行徳二丁目、古市字行徳廻り土手外、字外新田、字木戸ノ外、字御柵ノ内、字御柵ノ内二及び字御柵ノ内三、西品治字猿尾間ノ一、字猿尾間ノ二、字土手下ノ一、字土手下ノ二、字土手下ノ三、字土手下ノ四、字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ一、字松下及び字猿尾打越ノ二、安長字長丁及び字埋立、松並一丁目、松並町二丁目並びに秋里字上安長、字上土居、字埋立、字西土居、字上寺ノ後及び字出張地内
- 2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九條第一項の規定により告示する。

平成九年五月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 聖

申請者	氏名又は名称	株式会社オリソピア			
	住所	東京都台東区東上野二丁目11-7			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	オリソピア	株式会社オリソピア	640385	平成9年5月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社瑞穂製作所			
	住所	愛知県名古屋市中区小田井三丁目58			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ライトララン	株式会社瑞穂製作所	740058	平成9年5月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	サミー株式会社			
	住所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRタートルダッシュ	サミー株式会社	700093	平成9年5月27日から3年間
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	グラフィックキー	〃	640401	〃

申請者		氏名又は名称	株式会社ニューギン		
住		住所	愛知県名古屋市中村区鳥森町三丁目56		
法人にあってはその代表者の氏名		新井 悠司			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者名	検定号	有効期間
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	C R大江戸日記 6	株式会社ニューギン	700094	平成9年5月27日から3年間

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成九年五月二十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	さお釣（引懸（ソロ）を含む。） 投網	平成九年六月一日から 同月十四日まで 平成九年六月一日から 同月三十日まで
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	さお釣（引懸（ソロ）に限る。） 投網	平成九年六月一日から 同月十四日まで 平成九年六月一日から 同月三十日まで
三 天神川水系に係る河川	投網	平成九年六月一日から 同年七月一日正午まで
四 日野川水系に係る河川	投網	平成九年六月一日から 同年七月一日正午まで

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成9年5月27日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

- 1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等)
 - 2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を終了した者
 - 3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終った者
 - 4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時
平成9年10月2日(水)午前8時50分から正午まで
- 3 試験の場所
次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場
- (1) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (2) 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
 - (3) 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 4 試験科目
- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学
 - (5) 食品衛生学 (6) 調理理論
- 5 受験手続
- (1) 書類の提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所又は保健所支所
 - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
 - (2) 提出書類
 - ア 受験願書(所定の様式によること。)
 - イ 履歴書(所定の様式によること。)
 - ウ 中学校(これに準ずる学校を含む。)
 - エ 卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。)
 - エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(所定の様式によること。)

- オ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版(縦4cm、横3cm)のものとし、その裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)
- (3) 受験に関する書類の提出期間
平成9年8月19日(水)から同月25日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)。なお、郵送の場合は、平成9年8月25日(月)までの消印のあるものを有効とする。
- 6 受験手数料及びその納入方法
- (1) 受験手数料 6,100円
 - (2) 納入方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
- 7 携行品
筆記用具及び受験票
- 8 その他
- (1) 合格者の発表は、原則として試験後15日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。
なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付する。
 - (2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
 - (3) 受験の詳細については、鳥取市東町一丁目220鳥取県福祉保健部健康対策課又は住所地を管轄する保健所若しくは保健所支所に問い合わせること。
問い合わせ先電話番号は次のとおり
 - ・健康対策課 (0857-26-7195) ・鳥取保健所 (0857-22-5162)
 - ・倉吉保健所 (0858-23-3149) ・米子保健所 (0859-31-9320)
 - ・鳥取保健所郡家支所 (0858-72-0132) ・米子保健所根雨支所 (0859-72-0041)

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年5月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 新聞紙面への県政広報に関する記事及び広告の掲載一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成9年4月1日
- (5) 契約者の氏名及び住所 株式会社 新日本海新聞社
鳥取市富安二丁目137
- (6) 契約価格 43,149,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当
- (8) 契約事務担当部署の名称及び所在地 鳥取県総務部秘書課広報室
鳥取市東町一丁目220